

伊賀上野DMO令和7年度 魅力ある体験・商品づくり支援事業

補助要領

2025(令和7)年11月10日

伊賀上野DMO

1. はじめに

【目的】

伊賀上野DMOは、**来訪者の旅行消費額および満足度の向上**を図るため、地域資源を活用した体験型観光コンテンツおよび土産品等の開発に取り組む事業者を支援する。

本事業により、伊賀市の歴史・文化・自然等の地域資源を活かした新たな観光価値の創出及び磨き上げを推進し、地域一体となった魅力向上と観光消費の拡大を目的とする。

2. 事業概要

①補助対象事業

伊賀市内で実施する観光客向けの体験プログラム、観光商品・サービスの新規開発や磨き上げ、関連するPR・受入環境整備など。

②補助対象者

伊賀市内で事業を営む法人・個人事業主・団体等

※実施に際しては、経済波及効果や地域内連携を考慮し、可能な限り域内事業者等と連携し事業を実施すること。

③補助上限額

1事業者あたり **20万円**

④募集件数

予算の範囲内で採択

⑤対象期間

交付決定日から令和8年3月6日(金)までに完了する事業

⑥募集期間

令和7年11月10日(月)～令和8年1月23日(金)

※申請順に審査し予算に到達次第終了

⑦審査方法

書類審査及び必要に応じてプレゼン審査を実施

・採択後は、伊賀上野DMOの伴走支援を受けながら事業計画の磨き上げを行い、事業計画を確定させることを必須とします。

・事業内容や成果によっては、継続支援事業として次年度も引き続き支援する可能性があります。

3. 補助対象事業の例

伊賀市内外の関係者と連携し、以下のカテゴリーに含まれる伊賀市の強みを活かした観光資源の磨き上げや受入環境整備に取り組むこと

①体験プログラムの新規開発・磨き上げ

- ・戦国時代の忍者文化を学ぶ体験型講座
- ・歴史物語を取り入れたナイトツアー、灯リイベント

②観光商品の新規開発・磨き上げ

- ・土産品・工芸品の新商品開発
- ・既存商品のリブランディング・パッケージデザイン刷新

- ・季節限定の特別メニュー・コラボ商品（飲食店・宿泊施設等）
- ・伊賀の伝統食材を活かした体験型メニュー（郷土料理体験など）

③PR・受入環境整備

- ・観光客向けの多言語パンフレット・動画制作・SNS広告配信
- ・体験プログラムの紹介動画制作・Webサイト改善
- ・大河ドラマ放送期間に合わせた特別展示や周遊スタンプラリー企画

④その他の観光誘客につながる取組

- ・地域事業者・飲食店・宿泊施設とのコラボレーション企画
- ・地域ガイド養成・研修に伴う教材作成（プログラム造成の一環）

※対象外となる例

- ・通常の事業運営に係る人件費・家賃・光熱水費・通信費
- ・備品購入のみを目的としたもの（例：パソコン・車両など汎用機器の購入）
- ・飲食・接待・贈答品の購入
- ・他の補助金で既に支払われる経費
- ・維持管理費、既存商品の単なる仕入れ
- ・本事業における資金調達に必要となった利子等
- ・採択決定以前に着手（依頼、契約、発注）した事業に係る経費

4. 対象経費の範囲

区分	内容例
原材料・資材費	新商品開発に必要な原材料、試作用サンプル材料費
委託費	デザイン料、パッケージ開発費、Web制作費、翻訳・多言語化対応費
広告宣伝	パンフレット・チラシ印刷費、PR動画制作費、SNS広告、ポスター

イベント開催関連費	体験プログラム用消耗品、イベント会場の装飾費、レンタル備品費
備品購入費	体験運営に不可欠な小型機材(例:タブレット端末、什器、展示用パネル等)
旅費交通費	事業実施に必要な講師・外部専門家の旅費(市内事業者の一般的通勤費は対象外)
謝金	体験プログラムに関わる外部講師・専門家への謝礼

※なお、観光資源の磨き上げを行う際は、特定の事業者に対する業務委託費用が全体事業経費の3分の2を越えない額を上限とします。

※購入設備(減価償却の対象となるもの)に関する委託料は補助率を2分の1とします。

※減価償却については国税庁のホームページをご参照ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2100.htm>

5・支援対象経費の精算

事業終了の日から1月が経過した日又は3月6日(金)のいずれか早い日までに、当該事業の実績報告書及び事業収支決算書、経理に関する帳票書類(採択事業者に別途手引きを示します。)を提出してください。

実施した事業内容と経費内容の確認により支払額を確定した後、精算払いとなります。

支出内容及び金額(経理書類含む)が適当でないと判断される場合には支払いの対象外となる可能性がある点に留意すること。

6. 審査基準

本事業の要件に沿った提案であることを前提とした上で、事業計画書における各項目において、以下の観点から評価を行う。

なお、令和7年度は、令和8年の大河ドラマ「豊臣兄弟」が放送されることから、藤堂高虎を題材とした提案にはその内容に応じた加点を行う。

- ① 事業目的との適合性
- ② 新規性・独自性

③ 地域貢献・波及効果

④ 持続性・再現性

7. 採択結果の通知及び公表

採択結果は、申請主体に対して通知します。

なお、審査内容によっては、条件付き採択となることがあります。

8. 提出書類・申請先

①提出書類

・事業計画書

・費用積算書

・実施スケジュール

・事業実施後3年間展開計画

・団体規約(共同体の場合)

・その他参考資料

②申請・問い合わせ

メールタイトルを「伊賀上野DMO令和7年度 魅力ある体験・商品づくり支援事業」とした上で、下記申請先にメールで提出書類を送付してください。

＜申請先・問い合わせ先＞

伊賀上野DMO(事務局:一般社団法人伊賀上野観光協会)

住所:伊賀市上野丸之内122-4

E-mail:info@iga-guide.com

(4)その他

・提出書類に虚偽の記載を行った場合は、申請を無効とします。

・取組の内容が法令に違反することが判明した場合、又は、申請の内容に虚偽があった場合に

は、直ちに選定を取り消し、支援額の全額返還を求めることがあります。